

## 大気汚染の状況

### ① 常時監視大気汚染物質

令和4年度の住宅地域等に設置している一般環境大気測定局13地点、自動車排出ガスの影響を受ける沿道に設置している自動車排出ガス測定局6地点、その他1地点の環境基準等達成状況を、下表に示す。二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、微小粒子状物質（PM2.5）は、すべての測定局で長期的評価による環境基準を達成している。光化学オキシダントは、全国的な傾向と同様にすべての測定局で環境基準が非達成の状況である。

各測定局の設置場所は、こちらを参照のこと。（仙台市ホームページ「大気状況（速報値）」：

<https://www.city.sendai.jp/taiki/kurashi/machi/kankyohozen/kogai/boshitaisaku/sokuhochi/index.html>）

令和4年度 大気汚染に係る環境基準等達成状況

測定局名 測定項目	一般環境大気測定局												自動車排出ガス測定局					その他		
	福室	岩切	鶴谷	榴岡	長町	中山	中野	七郷	山田	七北田	広瀬	宮総	秋総	五橋	苦竹	木町	将監	長命	北根	蒲生
二酸化硫黄	○			○			○								○					
二酸化窒素	○		○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	
浮遊粒子状物質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	
光化学オキシダント	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×									
一酸化炭素																	○		○	
微小粒子状物質(PM2.5)	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○		○			※
非メタン炭化水素				(×)			(○)										(×)			

(注) 1 環境基準

○：達成 ×：非達成 空欄：測定していない項目 ( )は指針値評価

※：環境基準適用除外局のため環境基準の評価はしない

2 評価方法

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素及び微小粒子状物質は、長期的評価

光化学オキシダントは、1時間値におけるの評価

非メタン炭化水素は、6時から9時における3時間平均値において指針（0.20ppmC～0.31ppmC）に基づく評価

### ② 有害大気汚染物質

環境基準が定められている4項目（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）はすべての測定地点で環境基準を達成しており、指針値の設定されている11項目（アクリロニトリル等）もすべての測定地点で指針値を下回っている。

令和4年度 有害大気汚染物質の環境基準等達成状況

測定項目	測定地点	榴岡測定局	中野測定局	五橋測定局	将監測定局
	環境基準目	ベンゼン	○	○	○
トリクロロエチレン		○	○	○	○
テトラクロロエチレン		○	○	○	○
ジクロロメタン		○	○	○	○
指針項目	アクリロニトリル	(○)	(○)	(○)	(○)
	塩化ビニルモノマー	(○)	(○)	(○)	(○)
	水銀及びその化合物	(○)	(○)	(○)	—
	ニッケル化合物	(○)	(○)	(○)	—
	クロロホルム	(○)	(○)	(○)	(○)
	1,2-ジクロロエタン	(○)	(○)	(○)	(○)
	1,3-ブタジエン	(○)	(○)	(○)	(○)
	ヒ素及びその化合物	(○)	(○)	(○)	—
	マンガン及びその化合物	(○)	(○)	(○)	—
	塩化メチル	(○)	(○)	(○)	(○)
	アセトアルデヒド	(○)	(○)	(○)	—

(注) 環境基準及び指針値 ○：達成 ×：非達成 ( )は指針値評価